

就学支援金(国補助)、学費補助金(県補助) の申請をお忘れなく!

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請される場合、学校が指定する期日までに、必ず学校にご申請ください。
(昨年や、今年4月に申請した方も再度手続きが必要です。)

令和4年度から多子世帯※3への補助が拡充されています。

【所得基準と補助額】

年収の目安	令和4年度の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」※1	就学支援金	学費補助金	
		授業料補助 (年額・上限)	授業料補助 (年額・上限)	入学金補助 (1回のみ)
生活保護世帯	令和4年1月1日時点で 生活保護世帯	396,000円 ※2 ※4	60,000円	210,000円
住民税非課税世帯	令和4年度の「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が 0円			100,000円
270万～590万円未満	154,500円 未満	118,800円 ※4	337,200円	
590万～700万円未満	203,100円 未満			
700万～750万円未満 多子世帯※3	227,100円 未満		74,400円	
750万～800万円未満 多子世帯※3	251,100円 未満		337,200円	
800万～910万円未満 多子世帯※3	304,200円 未満		対象外	
			対象外	
			74,400円	

↓
あくまで目安です



こちらの基準で判定します

※1 政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。

※2 通信制の学年制については、就学支援金が297,000円になり、396,000円との差額は学費補助金から支払われます。

※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

※4 学校が生徒や保護者等の方に代わって受け取り、授業料等と相殺して口座振替を行います。ただし、給付時期により前後する場合がありますので、都度口座振替の際にはご連絡させていただきます。

所得基準の確認方法

ご自身であらかじめ所得基準をご確認されたい場合の方法です。

所得基準をご確認されなくても、必要な書類を用意すれば申請していただくことができます。

(補助対象外となった場合でも、学校を通してご連絡します。)

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。

(申請せず後から対象と分かった場合でも、遡って申請することはできません。)

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」は、次のいずれかで確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することができません。

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル <https://myrna.go.jp/>

※ 「わたしの情報」 ページで確認してください。

【マイナンバーカードをお持ちでない方】

令和4年度「(非)課税証明書」：市区町村の住民税の窓口で発行

※ 請求する時に「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載するよう必ず伝えてください。

令和4年度「市町村民税・県民税 納税通知書」：自営業の場合、5,6月頃に市町村から配付

会社にお勤めの場合、以下の書類で「市町村民税の課税標準額」のみ確認することができます。

令和4年度「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」：5,6月頃に勤務先から配付

就学支援金（国補助）

1 概要

年収約910万円未満の世帯に対して、授業料の負担を補助する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※ ただし、高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える者は対象外です。

2 申請方法

次ページ【申請書作成について】に、提出する申請書類等を用意しております。ご記入及び必要書類等貼付のうえ、期日までにご提出してください。

学費補助金（県補助）

1 概要

年収約750万円未満（多子世帯は約910万円未満）の世帯に対して、授業料と入学金の負担を補助する県独自の制度です。生徒・保護者ともに神奈川県内在住、かつ神奈川県内設置の私立学校に通うことが条件となります（保護者の片方が単身赴任により県外在住の場合も可）。

2 提出書類

【提出書類】	生活保護世帯	生活保護世帯以外	
		以前に個人番号カード(写)等を提出したことがある	ない
学費軽減申請書（第1号様式）	○	○	○
保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙 ※郵送等の場合は別途保護者等の本人確認書類添付	—	—	△
課税証明書等（令和4年度）	—	—	△
生活保護受給証明書（令和4(2022)年）	○	—	—
健康保険証貼付台紙（多子世帯のみ）	—	▲	▲

△は、就学支援金の申請・届出で提出済の場合は提出不要です。

▲は、世帯年収約700～910万円で、15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯のみ提出

【全員必須】

○ 学費軽減申請書（第1号様式）

【保護者等の個人番号カード(写)等を提出したことがない場合】

※ 就学支援金の申請・届出で提出済の場合は提出不要

○ 保護者等の個人番号カード(写)等貼付台紙

○ 課税証明書等（令和4年度）：市区町村等で発行

・「市町村民税の課税標準額(課税所得額)」及び「市町村民税の調整控除の額」がわかるもの（発行の際、窓口に必ずお伝えください）

【生活保護世帯の方のみ】

○ 生活保護受給証明書

・令和4(2022)年1月1日時点で生活保護を受けていることがわかる、福祉事務所長等が発行したもの。

【多子世帯の方のみ】

○ 健康保険証貼付台紙

・世帯年収約700～910万円で、15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯のみ提出。
（対象となるかわからない場合には、念のため提出されることをお勧めします）